

令和4年 第12回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年12月15日(木) 午後2時00分
 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 2名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	×	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	×
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 原尻 雄一
 係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
 農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

7番 衛藤 講治 8番 小野 伊八郎

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第17号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (3) 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第76号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第77号 空き家に付随した農地の指定について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時09分)
-----	--

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 7番：衛藤講治委員、8番：小野伊八郎委員をお願いします。
-----	---

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第11回定例総会から本日の令和4年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた6点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第17号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第71号の説明をさせていただきます。1ページの議案第71号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和4年12月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年12月16日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第71号の案件につきましては、15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番: 工藤妙子委員に申し上げます。</p> <p>(15番委員 退室)</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第71号についてこれより質疑を許可します。</p>

	<p>[ありません]の声あり</p>
14 番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14 番委員	<p>挙手全員により、「議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。 15 番委員の入室を認めます。</p> <p>(15 番委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第 72 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>引き続き、同じ冊子の 10 ページ目をご覧ください。議案第 72 号でございます。今回、中間管理機構の貸借地にて配分替え等がございます。配分替えの計画につきましては、別の議案として提出いたしております。 農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和 4 年 12 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和 4 年 12 月 16 日公告予定分を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第 72 号の案件につきましては意見を求められております。事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 72 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 72 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>議案第 72 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 2 時 28 分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後 2 時 29 分)</p>
議 長	<p>次に「議案第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号6番までの6案件について朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号6番までの6案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を10番：工藤幸市委員にお願いいたします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>三重の工藤です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、農地を相続し申請地を管理をしてきましたが、持病の悪化のため農地を手放したいと考えていました。今回、隣接する宅地を売却するにあたり、申請地も一緒にもらってくれないかと相談し、譲受人も実家が農業を営んでおり、今回購入する宅地に近く利便性も良いことから、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、58aとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号2番及び番号3番の2案件を6番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
<p>6番委員</p>	<p>緒方の渡邊丸美です。12月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は県外在住で、住宅とあわせて農地の売却を検討しており、農地については第三者に管理をお願いしていました。譲受人は住宅の購入と共に営農ができる農地を探しており、今回、不動産会社の紹介を通じて譲渡人を紹介され、利便性が良いことから売買で話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、126aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は市外在住で農地の管理が困難なため、これまで譲受人に申請地の管理をお願いしてきました。今回、申請地をもらってくれないかと相談したところ、譲受人も自身の経営地に近く利便性も良いことから、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、354aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号4番及び番号5番の2案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>朝地の小野伊八郎です。12月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人は同時に申請する案件の農地で所有者から売買の話</p>

	<p>を持ちかけられたことをきっかけに、将来のことを考えて譲受人に農地を譲ろうと考えました。譲受人も、段階的に自身が農地を引き継ぐことを考えており、今回、生前贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、96 a となり、番号 5 番案件成立後の経営面積は、121 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 5 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は申請地に隣接している農地で営農している譲受人の父に農地の管理について相談しており、今回譲受人から農地の購入を提案されました。譲受人は自作地に近く利便も良いことから売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、24 a となり、番号 4 番案件成立後の経営面積は、121 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>11 番委員</p>	<p>次に、番号 6 番の 1 案件を 11 番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p> <p>千歳の廣瀬です。12 月 6 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 6 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は市外在住で農地の管理が困難なため、これまで譲受人に申請地の管理をお願いしてきました。今回、申請地を買ってくれないかと相談したところ、譲受人も自身の経営地に近く利便性も良いことから、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、236 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 73 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、4 番委員。</p>
<p>4 番委員</p>	<p>4 番の木村です。4 番と 5 番の案件で、所有農機具の項目ですが、収穫機とあるところに誤字があるのと、これはコンバインのことでしょうか。それと、譲受人として職業が農業・公務員とされている方が、農家台帳による経営状況としては農地を所有していないということなんですが、それなのに耕運機 3 台、刈取機 2 台、収穫機 2 台、草刈機はよいとして、これらの農機具を所有しているとは通常思えないですよね。その際、これはお父様が農業をされているので、お父様が所有されているものだと思うのですが、所有農機具は本人の所有でなくてもよいということなんでしょうか。</p> <p>一般的に農機具、トラクターであれば、未登録の場合も当然あるかとは存じますが、登録して所有者がはっきりしているはずなのですけれども、所有農機具の定義というのは、何かあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。譲受人ですが、現在本市に勤めております。所有農機具ですけれども、4 番委員の推察のとおり、お父様の所有でございます。お父様が畜産に集中したいということで、お米については息子に任せていくというような話を聞いております。農家台帳上の経営については、現在同居をしており、お父様所有の農地で一緒に農業を行っているという認識です。所有農機具の定義ですが、通常、自身の所有でない場合は、農機具の貸借契約を結んで借りているというふうに過去の申請ではあがってきております。今回に</p>

	<p>については同居する親子間での使用ということで、貸借契約書類等は特に求めていません。所有農機具の名義等に関しましては、改めて本人に確認をしたいと存じます。どちらにしましても、他者から借りるということではなく、お父様の所有農機具を使用するということでもあります。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
11 番委員	<p>はい。11 番委員。</p>
	<p>所有農機具の点に関して、総会の審査でそこまで突き詰める必要がありますでしょうか。同居する親子間で農地を譲っていく際に、機械の貸借契約等そこまで難しく審査をするのであれば、賛成挙手ができないことにもなりかねません。そういった点については、地区審査会で協議ができていているという前提で、今後はそのような部分も、どうするのか内容を詰めてしっかり協議が取れた上で総会審査にあげた説明をいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 73 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 73 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 74 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページ、概要書の 7 ページ、図面の 1 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を 3 番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3 番委員	<p>三重の後藤綾子です。12 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請者■■■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、雑木等が生え荒れていたため、伐採等を行い整備したところ、近隣地の業者より、駐車場として貸してほしいと依頼がありました。農地以外の場所も検討しましたが、条件的に適当な土地がないため申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>

議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第74号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第74号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p>
議 長	<p>これから採決します。議案第74号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、概要書の8ページ、図面の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、譲受人の住居の隣接地にあり、長期間荒廃していました。譲受人はブリーダー事業を運営しており、動物愛護法の改定により、飼育犬の環境改善が必要となり、譲渡人の了承を得て令和4年4月に犬舎を建築しました。今回、移転登記を行おうとしたところ、申請地が農地で転用許可が必要であることが分かったため、是正のための申請を行うものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第75号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第75号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第75号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 76 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページ、概要書の 9 ページ、図面の 7 ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件をを 6 番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
6 番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。12 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は所有地とは思わず、近隣者が農業用施設を建て使っていましたが、このたび近隣者より譲ってほしいと依頼があり、非農地化しているため申請するものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 2 番、3 番の 2 案件については関連がありますので一括して報告します。番号 2 番、3 番の 2 案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願及び現況証明願についてであります。</p> <p>2 番の案件については、申請地は農地法第 4 条の第 1 項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を得ず転用を行った土地で、現況は農地への進入路となっています。</p> <p>判断基準は、農地法第 4 条第 1 項ただし書又は第 5 条第 1 項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地があるが、コンクリート敷きがされており、周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 3 番の案件については、申請地は傾斜地でもあり面積も狭く耕作に不向きなため耕作放棄し、非農地化したため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 4 番の 1 案件を 14 番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p>
14 番委員	<p>大野の工藤です。12 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、平成 6 年 12 月に農業用倉庫を建築し、転用したため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷とし</p>

<p>議 長</p>	<p>て既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地があるが、コンクリート敷きがされており、周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第76号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第76号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第76号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により、「議案第76号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第77号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の5ページ、図面の18ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。</p> <p>ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
<p>14番委員</p>	<p>三重の久保田直宏です。それでは報告致します。番号1番の案件については、申請者■■■■さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。</p> <p>申請者は、自身が所有する空き家について、令和4年4月5日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたと思います、申請を行ったものです。</p> <p>決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。</p> <p>地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>6番委員</p>	<p>次に、番号2番の1案件を6番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の渡邊丸美です。それでは報告致します。番号2番の案件については、申請者■■■■さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請者は、自身が所有する空き家について、令和4年2月11日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。</p> <p>決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。</p> <p>地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第77号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いうでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員により、「議案第77号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>これをもって、令和4年第12回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後3時06分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 7番委員 衛藤 謙治

〃 8番委員 小野 研八郎

